(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(目的)	(目的)
第1条 (略)	第1条 この規格は、有機加工食品の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。
(有機加工食品の生産の原則)	(有機加工食品の生産の原則)
第2条 (略)	第2条 有機加工食品は、原材料である有機農産物の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告
	示第1605号)第3条に規定する有機農産物(以下「有機農産物」という。)及び有機畜産物の日本 農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1608号)第3条に規定する有機畜産物(以下「有機
	畜産物」という。) の有する特性を製造又は加工の過程において保持することを旨とし、物理的又
	は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された添加物及び薬剤の使用を避けること
	を基本として、生産することとする。
((,1,1,1,1)
(定義) 第3条 (略)	(定義) 第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。
別る木 (曜)	第3条 この規格において、次の表生欄の用語の定義は、それでも時点を相関のとおりとする。
	有機加工食品 次条の基準に従い生産された加工食品であって、原材料(食塩及び水を除
	く。)及び添加物 (加工助剤を除く。)の重量に占める農産物 (有機農産物を
	除く。)、畜産物(有機畜産物を除く。)、水産物及びこれらの加工品並びに
	添加物(有機加工食品として格付された一般飲食物添加物(一般に食品と
	して飲食に供されている物であって添加物として使用されるものをいう。
	以下同じ。)及び加工助剤を除く。)の重量の割合が5%以下であるものをい
	有機農産物加工食 有機加工食品のうち、原材料(食塩及び水を除く。)及び添加物(加工助剤
	品 を除く。)の重量に占める農産物(有機農産物を除く。)、畜産物、水産物及
	びこれらの加工品並びに添加物(有機加工食品として格付された一般飲食
	物添加物及び加工助剤を除く。)の重量の割合が5%以下であるものをいう
	一
	品を除く。)の重量に占める農産物、畜産物(有機畜産物を除く。)、水産物及
	びこれらの加工品並びに添加物(有機加工食品として格付された一般飲食
	物添加物及び加工助剤を除く。)の重量の割合が5%以下であるものをいう
	有機農畜産物加工 有機加工食品のうち、有機農産物加工食品及び有機畜産物加工食品以外の 食品 ものをいう。
	食品 ものをいう。 化 学 的 処 理 次のいずれかに該当することをいう。
1	

(生産の方法についての基準)

第4条 有機加工食品の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

4 不	の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。
事項	基準
原材料及び添加物	次に掲げるものに限り使用することができる。ただし、2又は4に掲げる
(加工助剤を含	ものについては、使用する原材料と同一の種類の有機農産物、有機畜産物
む。)	又は有機加工食品の入手が困難な場合に限る。
	1 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されている
	もの。ただし、その有機加工食品を製造し、又は加工する者により生産
	され、日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号) <u>第10条又</u>
	<u>は第30条</u> の規定により格付されたものにあってはこの限りでない。
	(1)~(3) (略)
	$2 \sim 7$ (略)
原材料及び添加物	(略)

	1 化学的手段(燃焼、焼成、溶融、乾留及びけん化を除く。以下同じ。)によって、化合物を構造の異なる物質に変化させること。 2 化学的手段により得られた物質を添加すること(最終的な製品に当該 物質を含有しない場合を含む。)。
組換えDNA技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた
	組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技
	術をいう。
転換期間中有機農	有機農産物の日本農林規格第4条の表は場の項基準の欄2に規定する転換
産物	期間中のほ場において生産された農産物をいう。

(生産の方法についての基準)

第4条 有機加工食品の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基
原材料及び添加物	次に掲げるものに限り使用することができる。ただし、2又は4に掲げる
(加工助剤を含	ものについては、使用する原材料と同一の種類の有機農産物、有機畜産物
む。)	又は有機加工食品の入手が困難な場合に限る。
	1 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されている
	もの。ただし、その有機加工食品を製造し、又は加工する者により生産
	され、 <u>農林物資の規格化等に関する法律</u> (昭和25年法律第175号) <u>第14</u>
	条又は第19条の3の規定により格付されたものにあってはこの限りでな
	٧٠°
	(1) 有機農産物
	(2) 有機加工食品
	(3) 有機畜産物
	2 1以外の農畜産物。ただし、以下のものを除く。
	(1) 原材料として使用した有機農産物及び有機畜産物と同一の種類の農
	畜産物
	(2) 放射線照射が行われたもの
	(3) 組換えDNA技術を用いて生産されたもの
	3 水産物(放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生
	産されたものを除く。)
	4 農畜水産物の加工品(1に掲げるもの(⑵に掲げるものに限る。)、
	原材料として使用した有機加工食品と同一の種類の加工食品、放射線照
	射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く
	。)
	5 食塩
	6 水
	7 別表1の添加物(組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。
	以下同じ。)
原材料及び添加物	原材料 (食塩及び水を除く。)及び添加物 (加工助剤を除く。)の重量に占め

の使用割合	
製造、加工、包装 、保管その他の工	(
程に係る管理	

(有機加工食品の表示)

第5条 (略)

の使用割合	るこの表原材料及び添加物(加工助剤を含む。)の項基準の欄2、3、4及
	び7 (有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除
	く。)に掲げるものの重量の割合が5%以下であること。
製造、加工、包装	1 製造又は加工は、物理的又は生物の機能を利用した方法(組換えDN
、保管その他の工	A技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。)に
程に係る管理	よることとし、添加物を使用する場合は、必要最小限度とすること。
	2 原材料として使用される有機農産物、有機加工食品及び有機畜産物は
	、他の農畜産物又はその加工食品が混入しないように管理を行うこと。
	3 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によるこ
	と。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果
	が不十分な場合には、別表2の薬剤並びに食品及び添加物(これらを原
	材料として加工したものを含み、農産物に対して病害虫を防除する目的
	で使用するものを除く。)に限り使用することができる。この場合にお
	いては、原材料、添加物及び製品への混入を防止すること。
	4 3の方法のみによっては有害動植物の防除の効果が不十分な場合には
	、有機加工食品を製造し、又は保管していない期間に限り、別表2に掲
	げられていない薬剤を使用することができる。この場合においては、有
	機加工食品の製造開始前に、これらの薬剤を除去すること。
	5 有害動植物の防除、食品の保存又は衛生の目的での放射線照射を行わ
	ないこと。
	6 この表原材料及び添加物(加工助剤を含む。)の項の基準及びこの項
	1から5までに掲げる基準に従い製造され、又は加工された食品が農薬
	、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこ
	と。

(有機加工食品の表示)

第5条 食品表示基準 (平成27年内閣府令第10号) の規定に従うほか、有機加工食品の名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行うものとする。

料名	の表示に	は、次に	規定する方法により行うものとする。	
×	<u> </u>	分	基	準
名	称の	表示	1 次の例のいずれかにより記載する	こと。
			(1) 「有機○○」又は「○○(有機	i)]
			(2) 「オーガニック○○」又は「○	○ (オーガニック) 」
			(注)「〇〇」には、当該加工食品	の一般的な名称を記載すること。た
			だし、有機農畜産物加工食品の	うち、「○○」に記載する一般的な
			名称が有機農産物加工食品の一般	设的な名称と同一となるものについ
			ては、名称又は商品名の表示され	っている箇所に近接した箇所に、有
			機農産物加工食品でないことがタ	分かるように記載すること。
			2 1の基準にかかわらず、転換期間	中有機農産物又はこれを製造若しく
			は加工したものを原材料として使用	したものにあっては、1の例のいず
			れかにより記載する名称の前又は後	に「転換期間中」と記載すること。

別表1 (略)

	ただし、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対 照的な色で、日本工業規格 Z 8305(1962)に規定する14ポイントの活字 以上の大きさの統一のとれた活字で、「転換期間中」と記載する場合は 、この限りでない。
原材料名の表示	1 使用した原材料のうち、有機農産物(転換期間中有機農産物を除く。
)、有機加工食品(転換期間中有機農産物を原材料としたものを除く。
)又は有機畜産物にあっては、その一般的な名称に「有機」等の文字を
	記載すること。
	2 転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものを原材料
	として使用したものにあっては、1の基準により記載する原材料名の前
	又は後に「転換期間中」と記載すること。ただし、商品名の表示されて
	いる箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、日本工業規格Z
	8305 (1962) に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた
	活字で、「転換期間中」と記載する場合は、この限りでない。

別表1 添加物

INS	添加物	基	
番号			
330	クエン酸	pH調整剤として使用するもの又は野菜の加工品若しくは果実の加工品に使	
		用する場合に限ること。	
331 ⅲ	クエン酸ナ	ソーセージ、卵白の低温殺菌又は乳製品に使用する場合に限ること。	
	トリウム		
296	DL-リン	農産物の加工品に使用する場合に限ること。	
	ゴ酸		
270	乳 酸	野菜若しくは米の加工品に使用する場合、ソーセージのケーシングに使用	
		する場合、凝固剤として乳製品に使用する場合又はpH調整剤としてチーズ	
		の塩漬に使用する場合に限ること。	
300	L―アスコ	農産物の加工品に使用する場合に限ること。	
	ルビン酸		
301	L一アスコ	食肉の加工品に使用する場合に限ること。	
	ルビン酸ナ		
	トリウム		
	タンニン	ろ過助剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。	
	(抽出物)		
513	硫 酸	pH調整剤として砂糖類の製造における抽出水のpH調整に使用する場合に限	
		ること。	
500 i	炭酸ナトリ	菓子類、砂糖類、豆類の調製品、麺・パン類又は中和剤として乳製品に使	
	ウム	用する場合に限ること。	
500 i	炭酸水素ナ	菓子類、砂糖類、豆類の調製品、麺・パン類、飲料、野菜の加工品、果実	
	トリウム	の加工品又は中和剤として乳製品に使用する場合に限ること。	

501 i		果実の加工品の乾燥に使用する場合又は穀類の加工品、砂糖類、豆類の調
	ム	製品、麺・パン類若しくは菓子類に使用する場合に限ること。
170 i	炭酸カルシ	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品に使用するもの(着色
	ウム	料としての使用は除く。)又は凝固剤としてチーズ製造に使用するものに限
		ること。
503 i	炭酸アンモ	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
	ニウム	
503 i	炭酸水素ア	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
	ンモニウム	
504 i	炭酸マグネ	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
	シウム	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
508	塩化カリウ	└ 野菜の加工品、果実の加工品、食肉の加工品、調味料又はスープに使用す
000	<u> </u>	る場合に限ること。
509	塩化カルシ	農産物の加工品の凝固剤及びチーズ製造の凝固剤として使用する場合又は
003	ウム	食用油脂、野菜の加工品、果実の加工品、豆類の調製品、乳製品若しくは
	74	食肉の加工品に使用する場合に限ること。
511	塩化マグネ	農産物の加工品の凝固剤として使用する場合又は豆類の調製品に使用する
911		
	シウム	場合に限ること。
	粗製海水塩	
	化マグネシ	場合に限ること。
	ウム	
524	水酸化ナト	pH調整剤として砂糖類の加工に使用する場合又は穀類の加工品に使用する
	リウム	場合に限ること。
525	水酸化カリ	pH調整剤として砂糖類の加工に使用する場合に限ること。
	ウム	
526	コム亜分 // ムコンコ	
	水酸化カル	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
	水酸化ガルシウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
334		
	シウム	
334	シウム L一酒石酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
334	シウム L一酒石酸 L一酒石酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。 菓子類に使用する場合に限ること。
334 335 ii	シウム L一酒石酸 L一酒石酸 ナトリウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。 菓子類に使用する場合に限ること。
334 335 ii	シウム L一酒石酸 L一酒石酸 ナトリウム L一酒石酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。 菓子類に使用する場合に限ること。
334 335 ii 336 i	シウムL一酒石酸L一酒石酸ナトリウムL一酒石酸水素カリウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。 菓子類に使用する場合に限ること。 穀類の加工品又は菓子類に使用する場合に限ること。
334 335 ii	シウムL一酒石酸上一酒石酸ナトリウムL一酒石酸水素カリウムリン酸二水	農産物の加工品に使用する場合に限ること。 菓子類に使用する場合に限ること。 穀類の加工品又は菓子類に使用する場合に限ること。
334 335 ii 336 i	シウムL一酒石酸L一酒石酸ナトリウムL一酒石酸水素カリウムリン酸二水素カルシウ	農産物の加工品に使用する場合に限ること。 菓子類に使用する場合に限ること。 穀類の加工品又は菓子類に使用する場合に限ること。
334 335 ii 336 i	シウム L一酒石酸 上一酒石酸 ナトリウ石酸 水素カリウム リン酸ニ水 メカルシウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。 菓子類に使用する場合に限ること。 穀類の加工品又は菓子類に使用する場合に限ること。 膨張剤として粉類に使用する場合に限ること。
334 335 ii 336 i	シウムL一酒石酸ナトリウムL一酒石酸水素カリウムリン酸ニ水素カルシウム硫酸カルシ	農産物の加工品に使用する場合に限ること。 菓子類に使用する場合に限ること。 穀類の加工品又は菓子類に使用する場合に限ること。 膨張剤として粉類に使用する場合に限ること。 凝固剤として使用する場合又は菓子類、豆類の調製品若しくはパン酵母に
334 335 ii 336 i	シウムL一酒石酸L一酒石酸ナトリウムL一酒石酸水素カリウムリン酸ニ水素カルシウム硫酸カルシウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。 菓子類に使用する場合に限ること。 穀類の加工品又は菓子類に使用する場合に限ること。 膨張剤として粉類に使用する場合に限ること。

	ナトリウム	
407	カラギナン	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品に使用するものに限る
		こと。
410	カロブビー	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品又は食肉の加工品に使
	ンガム	用するものに限ること。
412	グアーガム	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品、缶詰肉又は卵製品に
		使用するものに限ること。
413	トラガント	
	ガム	
414	アラビアガ	乳製品、食用油脂又は菓子類に使用する場合に限ること。
	ム	
415	キサンタン	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品又は菓子類に使用する
	ガム	ものに限ること。
416	カラヤガム	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品又は菓子類に使用する
		ものに限ること。
	カゼイン	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
	ゼラチン	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
440	ペクチン	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品に使用するものに限る
		こと。
	エタノール	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、食肉の加工品に使用するもの
		に限ること。
307b	ミックスト	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、食肉の加工品に使用するもの
	コフェロー	に限ること。
	ル	
322	レシチン	漂白処理をせずに得られたものに限ること。また、畜産物の加工品に使用
	(植物レシ	7 - 20 - 20 - 20 - 20 - 20 - 20 - 20 - 2
	チン、卵黄	ングに使用するものに限ること。
	レシチン、	
	分別レシチ	
	ン、ヒマワ	
	リレシチン	
)	
553≣	タ ル ク	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
558	ベントナイ	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
	1	
559	カオリン	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
	ケイソウ土	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
	パーライト	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
551	二酸化ケイ	ゲル又はコロイド溶液として、農産物の加工品に使用する場合に限ること
	素	

別表 2 (略)

	活 性 炭	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
901	ミツロウ	分離剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。
903	カルナウバ	分離剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。
	ロウ	
	木 灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものから化学
		的な方法によらずに製造されたものに限ること。また、沖縄そば、米の加
		工品、和生菓子、ピータン若しくはこんにゃくに使用する場合又は山菜類
		のあく抜きに使用する場合に限ること。
	香 料	化学的に合成されたものでないこと。
941	窒 素	
948	酸素	
290	二酸化炭素	
	酵 素	
	一般飲食物	
	添加物	
	次亜塩素酸	食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。
	ナトリウム	
	次亜塩素酸	農産物の加工品に使用する場合(食塩水(99%以上の塩化ナトリウムを含
	水	有する食塩を使用したものに限る。)を電気分解して得られた次亜塩素酸
		水を使用する場合に限る。)又は食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒若し
		くは卵の洗浄に使用する場合に限ること。
297	フマル酸	食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。
365	フマル酸一	食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。
	ナトリウム	
	オゾン	農産物の加工品に使用する場合又は食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒
		若しくは卵の洗浄に使用する場合に限ること。
460 ii	粉末セルロ	ろ過助剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。
	ース	

(注) INS番号:食品添加物の国際番号付与システムにより付与された添加物の番号

別表 2 薬剤

薬	剤	基	準
除虫菊扌	由出物	共力剤としてピペロニルブトキサイ	ドを含まないものに限ること。また、
		農産物に対して病害虫を防除する目的	りで使用する場合を除く。
ケイソ	ウ土		
ケイ酸ナト	リウム	農産物に対して病害虫を防除する目的	りで使用する場合を除く。
重	車		
二酸化	炭素		
カリウムる	5鹸(軟	農産物に対して病害虫を防除する目的	りで使用する場合を除く。
石鹸)			

エタノール	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。			
ホ ウ 酸	容器に入れて使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防			
	除する目的で使用する場合を除く。			
フェロモン	昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限ること。ま			
	た、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。			
カプサイシン	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防			
	除する目的で使用する場合を除く。			
ゼラニウム抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防			
	除する目的で使用する場合を除く。			
シトロネラ抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防			
	除する目的で使用する場合を除く。			
(学) 薬却の伊田)といえ、本却の専門物にオーション 伊田士法と発力 トファー				

(注)薬剤の使用に当たっては、薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守すること。

(下線部分は改正部分)

改正	後	改正前
(目的) 第1条 (略)		(目的) 第1条 この規格は、有機飼料の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。
(有機飼料の生産の原則) 第2条 (略)		(有機飼料の生産の原則) 第2条 有機飼料は、原材料である、有機農産物の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示 第1605号)第3条に規定する有機農産物(以下「有機農産物」という。)、有機加工食品の日本農 林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1606号)第3条に規定する有機加工食品(以下「有機 加工食品」という。)及び有機畜産物の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1608号)第3条に規定する有機畜産物(以下「有機畜産物」という。)の有する特性を製造又は加工の過 程において保持することを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合 成された飼料添加物及び薬剤の使用を避けることを基本として、生産することとする。
(定義) 第3条 (略)		(定義) 第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。 用
		1 化学的手段(燃焼、焼成、溶融、乾留及びけん化を除く。以下同じ。)によって、化合物を構造の異なる物質に変化させること。 2 化学的手段により得られた物質を添加すること(最終的な製品に当該物質を含有しない場合を含む。)。 組換えDNA技術 酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。 飼料添加物 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第2条第3項に規定する飼料添加物をいう。 サイレージ 牧草等(乾燥して水分量を低下させたものを含む。)をサイロその他の適当な容器に詰め、又は包装し、乳酸発酵させて調製する飼料をいう。
		転換期間中有機農 有機農産物の日本農林規格第4条の表ほ場の項基準の欄2に規定する転換 産物 期間中のほ場において生産された農産物をいう。

(生産の方法についての基準)

有機飼料の生	産の方法についての基準は、	次のとおりとする。
項	基	準
材料	1 以下のうち、その包装 もの。ただし、その飼料 本農林規格等に関する法	、容器又は送り状に格付の表示が付されている を製造し、又は加工する者により生産され、 <u>日</u> <u>律</u> (昭和25年法律第175号。以下「法」という 規定により格付されたもの又は(4)に規定する同
	料(日本農林規格等に)第37条に規定する国 に基づき格付された飼 の政府機関その他これ のによって発行された	の入手が困難な場合にあっては、同等国格付飼 関する法律施行規則(昭和25年農林省令第62号 において法 <u>第12条第2項</u> に規定する格付の制度 料のうち、次に掲げる事項が記載され、当該国 に準ずるものとして農林水産大臣が指定するも 証明書(法 <u>第12条第1項</u> に規定する証明書をい その写しが添付されているものに限る。)を含
		産行程管理者(法 <u>第10条第2項</u> の生産行程管理 に相当する行為を行った外国の機関の名称及び
	項	材 料 次に掲げるもののみが使用 1 以下のうち、その包装 もの。ただし、その飼料 本農林規格等に関する法 。)第10条又は第30条の 等国格付飼料にあっては (1)~(3)(略) (4)有機飼料(有機飼料 料(日本農林規格等に)第37条に規定する国 に基づき格付されたまの政府機関その他これ のによって記し。)又は む。 ア~ウ (略) エ 当該飼料に係る生 者をいう。)の認証 住所 オ (略)

(生産の方法についての基準)

第4条 有機飼料の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

	有機師		産の方法についての基準は、次のとおり	
事		項	基	
原	材	料	次に掲げるもののみが使用されている。	こと。
			1 以下のうち、その包装、容器又は	送り状に格付の表示が付されている
			もの。ただし、その飼料を製造し、こ	又は加工する者により生産され、 <u>農</u>
			林物資の規格化等に関する法律(昭和	和25年法律第175号。以下「法」と
			いう。) <u>第14条又は第19条の3</u> の規2	定により格付されたもの又は(4)に規
			定する同等国格付飼料にあってはこの	の限りでない。
			(1) 有機農産物	
			(2) 有機加工食品(ただし、乳製品」	以外の畜産物を含むものを除く。以
			下同じ。)	
			(3) 有機乳	
			(4) 有機飼料(有機飼料の入手が困動	難な場合にあっては、同等国格付飼
			料(農林物資の規格化等に関する)	法律施行規則 (昭和25年農林省令第
			62号) 第37条に規定する国におい	て法 <u>第15条の2第2項</u> に規定する格
			付の制度に基づき格付された飼料の	のうち、次に掲げる事項が記載され
			、当該国の政府機関その他これに	準ずるものとして農林水産大臣が指
			定するものによって発行された証明	明書 (法 <u>第15条の2第1項</u> に規定す
			る証明書をいう。以下同じ。)又に	はその写しが添付されているものに
			限る。)を含む。	
			ア 証明書を発行したものの名称	及び住所
			イ 証明書の発行年月日	
			ウ 証明に係る飼料の種類及び量	
			エ 当該飼料に係る生産行程管理	者(法第14条第2項の生産行程管理
			者をいう。)の認定に相当する	行為を行った外国の機関の名称及び
			住所	
			オ 当該飼料について格付が行われ	れたものである旨
			2 有機飼料用農産物(飲食料品に供	されない農産物であって、その有機
			飼料を製造し、又は加工する者によ	り有機農産物の日本農林規格第4条
			の基準(ただし、多年生の牧草を生	産する場合にあっては、有機農産物
			の日本農林規格第4条の表ほ場又は	採取場の項基準の欄 1 の(l)中「多年
			生の植物から収穫される農産物にあ	ってはその最初の収穫前に3年以上
			」とあるのは、「多年生の牧草にあっ	
			」と読み替えるものとする。) に従い	い生産された農産物をいう。)
			3 1及び2以外の農畜産物。ただし、	
			(1) 乳以外の畜産物	
			(2) 放射線照射が行われたもの	
			(3) 組換えDNA技術を用いて生産	されたもの
I			[一一一一一	

医牡蛎 办住田和人	(mt-)	[百世秋] ○ 佐田朝〇	4 水産物 (放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。) 5 農畜水産物の加工品 (1に掲げるもの(②)に掲げるものに限る。)、原材料として使用した有機加工食品と同一の種類の加工品、放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。) 6 食塩 7 水 8 石灰石、貝化石、貝殻、ドロマイト、りん鉱石及びケイソウ土(以下「石灰石等」という。)並びに化学的処理を行っていない石灰石等に由来するものであって、炭酸カルシウム、炭酸マグネシウム、リン酸二石灰、リン酸三石灰及びけい酸のうち化学的に合成された物質が添加されていないもの 9 飼料添加物 (抗生物質及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。)のうち天然物質又は天然物質に由来するものであって化学的処理が行われていないもの。ただし、当該飼料添加物の入手が困難な場合には、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給のために用いられるものに限り、当該飼料添加物に類似する飼料添加物を使用するる。ができる。
原材料の使用割合	(略)	原材料の使用割合	原材料(この表原材料の項基準の欄6から9までに掲げるものを除く。) の重量に占める同欄3から5までに掲げるものの重量の割合が5%以下で あること。
製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理	(略)	製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理	1 製造又は加工は、物理的又は生物の機能を利用した方法(組換えDN A技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。)によることとし、この表原材料の項基準の欄9の飼料添加物を使用する場合は、必要最小限度とすること。ただし、サイレージを生産する場合にあっては、別表1の調製用等資材(製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。)に限り使用することができる。 2 原材料として使用される有機農産物、有機加工食品、有機乳及び有機飼料は、他の農畜産物又はその加工品が混入しないように管理を行うこと。 3 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、別表2の薬剤並びに食品及び添加物(これらを原材料として加工したものを含み、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用するものを除く。)に限り使用することができる。この場合においては、原材料及び製品への混入を防止すること。 4 放射線照射を行わないこと。 5 この表原材料の項及び原材料の使用割合の項の基準並びにこの項1か

(有機飼料の表示の基準)

第5条 (略)

別表1 (略)

別表 2 (略)

ら4までに掲げる基準に従い製造され、又は加工された飼料が農薬、洗 浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。

(有機飼料の表示の基準)

- 第5条 有機飼料の表示の基準は、次の例のいずれかにより名称を表示することとする。
- (1) 「有機飼料」又は「オーガニック飼料」
- (2) 「有機飼料○○」又は「○○(有機飼料)」
- (3) 「オーガニック飼料○○」又は「○○(オーガニック飼料)」
- (注) 「○○」には、当該飼料の一般的な名称を記載すること。
- 2 前項の基準にかかわらず、転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものを原材料 として使用したものにあっては、名称の表示されている箇所に近接した箇所に「転換期間中」と記 載すること。

別表 1 調製用等資材

海塩、岩塩、酵母、酵素、ホエイ、砂糖製品、蜂蜜、乳酸菌、酢酸菌、蟻酸菌、プロピオン酸菌、 天然の酸(乳酸菌、酢酸菌、蟻酸菌又はプロピオン酸菌から作られたものに限る。)

別表 2 薬剤

٠.	20 10/11	
	薬剤	基準
	除虫菊抽出物	共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。また、
		農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
	ケイソウ土	
	ケイ酸ナトリウム	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
	重曹	
	二酸化炭素	
	カリウム石鹸(軟	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
	石鹸)	
	エタノール	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
	ホ ウ 酸	容器に入れて使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防
		除する目的で使用する場合を除く。
	フェロモン	昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限ること。ま
		た、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
	カプサイシン	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防
		除する目的で使用する場合を除く。
	ゼラニウム抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防
		除する目的で使用する場合を除く。
	シトロネラ抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防
		除する目的で使用する場合を除く。
		

(注) 薬剤の使用に当たっては、薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守すること。

							(下線部分は改正部分)
	改正	後		改	正	前	
(目的) 第1条 (略)			(目的) 第1条 この規格	は、有機畜産物の生産の)方法についての	基準等を定める。	ことを目的とする。
(有機畜産物の生産の原則) 第2条 (略)			して生産された	った。 物は、農業の自然循環機	が動物用医薬品の	使用を避けるこ。	への負荷をできる限り低減 とを基本として、動物の生 ることとする。
(定義) 第3条 この規格に	おいて、次の表左欄の用語の定義は、それ・	ぞれ同表右欄のとおりとする。	(定義) 第3条 この規格	こおいて、次の表左欄の)用語の定義は、	それぞれ同表右	闇のとおりとする。
用語	定	義	用語	定	7,000	24-24-1724	義
有 機 畜 産 物	(略)		有機畜産	勿 次条の基準に従い生	E産された畜産物	をいう。	
			家	畜 牛、馬、めん羊、↓	1羊及び豚をいう。		
家 き ん	(略)		家 き /	ん 鶏、うずら、だちょ 雑種を含む。以下同		かも(かもにおい	ハては、あひるとの交
有機 飼料等	(略)		有機 飼料	等 有機農産物の日本農 以下「有機農産物規 、有機加工食品の日 号。以下「有機加工 るもの(乳以外の音 農林規格(平成17年	操林規格(平成17 現格」という。) 日本農林規格(平 工食品規格」とい 所産物を原材料と 10月27日農林水 こり格付の表示が	により格付の表え 成17年10月27日 う。)により格付 するものを除く。 産省告示第1607号 付されているもの	水産省告示第1605号。 示が付されているもの 農林水産省告示第1606 付の表示が付されてい)、有機飼料の日本 号。以下「有機飼料規 の又はこの規格により
有機畜産用自家生	有機畜産物の認証生産行程管理者が生産	行程を管理し、又は把握した飼料	有機畜産用自家	生 有機畜産物の認定生	<u> 産行程管理者</u> が	生産行程を管理	し、又は把握した飼料
産飼料	であって、有機農産物規格第4条の基準 る場合にあっては、有機農産物規格第4 年生の植物から収穫される農産物にあっ とあるのは、「多年生の牧草にあっては み替えるものとする。)に従い生産した 準に従い生産したものをいう。	条の表ほ場の項基準の欄1中「多 てはその最初の収穫前3年以上」 その最初の収穫前2年以上」と読	産飼料	る場合にあっては、 年生の植物から収穫 とあるのは、「多年	有機農産物規格 しまれる農産物に に生の牧草にあっ も、)に従い生産	第4条の表ほ場のあってはその最初の順	多年生の牧草を生産す の項基準の欄1中「多 初の収穫前3年以上」 収穫前2年以上」と読 幾飼料規格第4条の基
有機畜産用飼料	(略)		有機畜産用飼	斗 有機飼料等及び有機	と と を 番 産 用 自 家 生 産 に	飼料をいう。	
採草放牧地	(略)		採草放牧	也 主として耕作又は養	を畜の事業のため	の採草又は家畜の	の放牧の目的に供され
				るものをいう。			

野外の飼育場	(服各)
化 学 的 処 理	(昭各)
組換えDNA技術	(照各)
使用禁止資材	(既各)
有 機 飼 養	(政)
更新	(照各)
肥育の最終期間	(理答)
平均採食量	(平各)
飼料添加物	(略)
動物用医薬品	(略)
動物用生物学的製剤	(昭各)
要診察医薬品	(既各)

(生産の方法についての基準)

第4条 有機畜産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

野外の飼育場	ほ場等(ほ場及び採草放牧地をいう。以下同じ。)又は野外の運動場(主
	に家畜又は家きんを運動させる目的で利用される土地であって、家畜又は
	家きんがその表面を掘り起こすことができるもの。ただし、あひる及びか
	ものためのものについては、このほか水田、小川、池又は湖を有するもの
	でなければならない。)をいう。
化学的処理	次のいずれかに該当することをいう。
	1 化学的手段(燃焼、焼成、溶融、乾留及びけん化を除く。以下同じ。
)によって、化合物を構造の異なる物質に変化させること。
	2 化学的手段により得られた物質を添加すること(最終的な製品に当該
	物質を含有しない場合を含む。)。
組換えDNA技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた
MAIX/CD IVIIIX/II	組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技
	術をいう。
使用禁止資材	肥料及び土壌改良資材 (別表 1 に掲げるもののうち製造工程において化学
2/11/2/2/11	的に合成された物質が添加されていないものを除く。)、農薬(別表2に
	掲げるもののうち組換えDNA技術を用いずに製造されたものを除く。)
	及び十壌又は植物に施されるその他の資材(天然物質又は化学処理を行っ
	ていない天然物質に由来するものを除く。)をいう。
有 機 飼 養	第4条の表畜舎又は家きん舎の項、野外の飼育場の項、飼料の給与の項、
	健康管理の項及び一般管理の項の基準に適合した飼養方法をいう。
更新	一事業年度において、その直近の過去三事業年度間に出荷し、又は死亡し
	た家畜の頭数を3で除した数以下の頭数の家畜を新たに飼養することをい
	う。
肥育の最終期間	と殺直前の期間であって、3月間又は家畜及び家きんの生存期間の5分の
	1のいずれか短い期間をいう。
平均採食量	家畜1頭又は家きん1羽1日当たりの飼料の給与量と採草放牧地での採食
	量の合計を乾物重量換算したもの(実数が把握できない場合は、別表3の
	数値)をいう。
飼料添加物	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)
	第2条第3項に規定する飼料添加物をいう。
動物用医薬品	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭
	和35年法律第145号)第83条の2に規定する動物用医薬品をいう。
動物用生物学的製	動物用生物学的製剤の取扱いに関する省令(昭和36年農林省令第4号)第
剤	1条第1項に規定する生物学的製剤をいう。
要診察医薬品	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第44
	条第1項に規定する毒薬、同条第2項に規定する劇薬及び獣医師法施行規
	則(昭和24年農林水産省令第93号)第10条の5に規定する医薬品をいう。

(生産の方法についての基準)

第4条 有機畜産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事項	基	準	事項	基	準
畜舎又は家きん舎	(略)		畜舎又は家きん舎	1 畜舎は、次の(1)から(8)までに掲げる (1) 家畜が飼料及び新鮮な水を自負気及 頑丈な構造であること。 (3) 清掃及び消毒に必要な器具又は設 及び消毒とれていること。 (4) 別表4の薬剤以外のものを清掃又 (5) 床が平坦かの原因ができるより (7) 家畜が成ますること。 (8) 畜種、品種及び年齢に配慮とのでものでものでものでものでものであること。 (8) 畜種、品種及び年齢にるるとのでものでものであること。 (1) 家きんが飼料及び新鮮な水を自気とのである。 (2) 適度な温度、次の(1)から(6)までに掲したけること。 (3) 清掃及びいることのでは、次の(1)から(6)までに掲したけるの出度、とのでは、次の(1)から(6)までに掲したける。 (4) 別表4の薬剤以外のものを清掃又は、消毒されて、2の変きが増加入口をものとでは、2の変きが発生のより、2の変きが発生のようにより、2の変きが発生のようにより、2の変きが発生のようにより、2の変きが発生のようにより、2の変きが発生のようにより、2の変きが発生のようにより、2の変きが発生のようにより、2の変きが発生のようにより、2の変きが発生のようにより、2の変きが発生のようにより、2のでは、2のでは、2のでは、2のでは、2のでは、2のでは、2のでは、2のでは	摂取できること。 び太陽光による明るさが保たれる 備が備えられており、適切に清掃 は消毒に使用していないこと。 な突起物がないこと。 を敷いた状態の清潔 分な容積を有する構造し、別表 できること。 び太陽光による明るさが保たれる に摂取光による明るさが保たれる のであること。 び太陽光におり、適切に清掃及びに対太陽光におり、適切に清掃及びは消毒に使用していないまと。 が太陽光におり、適切に清掃及びは消毒に使用していなり、適切に清掃及びは消毒に使用していないまと。 が太陽光にあっては、1羽当たり同表
野外の飼育場	(略)		野外の飼育場	1 野外の飼育場は、次の(1)から(7)までること。 (1) 周辺から使用禁止資材が飛来し、を講じていること。 (2) 組換えDNA技術を用いて生産さていないこと。 (3) 家畜又は家きんが畜舎又は家きんあっては、過度の雨、風、日光及び林又は施設を有していること。 (4) 放牧地の状況、畜種、年齢等に応対策を講じていること。 (5) 家畜(豚を除く。2において同じ	又は流入しないように必要な措置 れた種苗がは種又は植え付けされ 舎に自由に出入りできない場合に 気温を避けることのできる立木、 じて、捕食者の侵入等についての

飼養の対象となる家畜又は家きん	飼養の対象となる家畜又は家きん	では、次のアからエまでに掲げる期間、使用禁止資材を使用せずに肥 培管理及び有害動植物の防除が行われていること。 ア 多年生作物(牧草を除く。)を栽培しているほ場にあっては最初に家畜を放牧する前3年以上の間 イ 牧草を栽培しているほ場にあっては最初に家畜を放牧する前2年以上の間 ウ ア及びイに掲げるもの以外の作物を栽培しているほ場にあってはは種又は植付けの前2年以上の間 エ 採草放牧地にあっては最初に家畜を放牧する前3年以上の間 (6) 豚又は家きんのための野外の飼育場にあっては、最初に豚又は家きんを放牧する前1年以上の間、使用禁止資材が使用されていないこと。(7) 別表6左欄の家畜又は家きんのための野外の飼育場にあっては、家畜1頭又は家きん1羽当たり同表右欄の面積以上の面積を有すること。2 1の(5)の基準にかかわらず、有機飼料等及びこの表飼料の給与の項基準の欄1の(2)から(4)までに掲げる飼料(以下「有機畜産用購入飼料」という。)の合計が乾物重量換算で平均採食量の50%未満である場合は、使用禁止資材が使用されていないものであること。この場合においては、使用禁止資材が使用されていないものであること。この場合においては、生産に用いることができない。 1 家畜にあっては、出産前に6月以上有機飼養された母親の子供であって、出生のときから有機飼養されたものであること。 2 家さんにあっては、出産前に6月以上有機飼養された母親の子供であって、出生のときから有機飼養されたものであること。 2 家さんにあっては、出産前に6月以上有機飼養された母親の子供であって、出生のときから有機飼養を開始する場合にあっては、当該家畜又は家さんの有機飼養を開始する場合にあっては、別表7の期間以上有機飼養しなければ有機畜産物の生産に用いることができない。 4 1から3までに掲げる家畜又は家さんの入手が困難な場合は、次のいずれかのものを飼養の対象とすることができる。この場合においては、別表7の期間以上有機飼養しなければ有機畜産物の生産に用いることができない。 (1) 家畜の更新の場合にあっては、別表8の基準に適合する家畜(2) 次のいずれかに該当する場合にあっては、別表9の基準に適合する家畜の10%以上の頭数の家畜を新たに飼養を開始する場合
-----------------	-----------------	--

		エ 家きんを購入する場合
		(3) 災害又は疾病により有機畜産物の生産を目的として飼養している家
		畜又は家きんの25%以上が死亡した場合にあっては、災害又は疾病に
		より死亡した頭羽数以下の家畜又は家きん
		(4) (1)から(3)までに掲げる家畜の子
飼料の給与1~3(略)	飼料の給与	1 次の(1)から(4)までに掲げる飼料以外の飼料を給与しないこと。
		(1) 有機畜産用飼料。ただし、新たに有機畜産物の生産に用いるための
		家畜又は家きんの飼養を開始してから3年以上経過した場合は、有機
		農産物規格第5条第2項、有機加工食品規格第5条の表名称の表示の
		項基準の欄2又は有機飼料規格第5条第2項の基準により「転換期間
		中」と表示されたものを家畜又は家きんに給与することができる割合
		は、乾物重量換算で有機飼料等の30%以下とする。
		(2) 天然物質又は化学処理を行っていない天然物質に由来するものであ
		って、ミネラルの補給を目的とする飼料。ただし、当該飼料の入手が
		困難な場合は、ミネラルの補給を目的とする飼料添加物を給与するこ
		とができる。
		(3) 化学処理を行っていない魚粉及び藻類(放射線が照射されたもの及
		び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除き、家畜又は家きん
		に給与することができる魚粉及び藻類の割合は、(1)に掲げる飼料の乾
		物重量換算で5%以下に限る。)
		(4) 酵素又は微生物(組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く
		()
		2 ほ育期間中の家畜にあっては、母乳を給与すること。ただし、給与す
		る母乳が不足する場合は、母乳以外の天然の乳を給与することができる。
		3 1の基準にかかわらず、有機畜産用購入飼料の合計が乾物重量換算で
		平均採食量の50%未満である場合にあっては、次の(1)及び(2)に掲げる基
		準に適合するほ場等において生産した農産物を給与し、又は給与する飼
		料の原材料に用いることができる。この場合においては、当該ほ場等が
		次の(1)及び(2)に掲げる基準に適合した日から起算して2年以上経過した
		場合でなければ、当該飼料を給与した家畜を有機畜産物の生産に用いる
		ことができない。
		(1) 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置
		を講じていること。
		(2) 有機農産物規格第4条の表ほ場に使用する種子又は苗等の項、ほ場
		における肥培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の
		項、一般管理の項及び育苗管理の項の基準に適合した管理を行うこと。
4 1の基準にかかわらず、有機飼料の入手が困難な場合にあっては、同		4 1の基準にかかわらず、有機飼料の入手が困難な場合にあっては、同
等国格付飼料(日本農林規格等に関する法律施行規則(昭和25年農林省		等国格付飼料(農林物資の規格化等に関する法律施行規則(昭和25年農
令第62号)第37条に規定する国において日本農林規格等に関する法律(林省令第62号)第37条に規定する国において農林物資の規格化等に関す
昭和25年法律第175号) 第12条第2項に規定する格付の制度に基づき格		る法律(昭和25年法律第175号) 第15条の2第2項に規定する格付の制度
	1 1	ATTACL MILATION MILATION MILATION OF THE MILAT

付された飼料のうち、次に掲げる事項が記載され、当該国の政府機関そ 11 に基づき格付された飼料のうち、次に掲げる事項が記載され、当該国の の他これに準ずるものとして農林水産大臣が指定するものによって発行 政府機関その他これに準ずるものとして農林水産大臣が指定するものに された証明書(同法第12条第1項に規定する証明書をいう。以下同じ。 よって発行された証明書(同法第15条の2第1項に規定する証明書をい) 又はその写しが添付されているもの) を使用することができる。 う。以下同じ。) 又はその写しが添付されているもの) を使用すること ができる。 (1)~(3) (略) (1) 証明書を発行したものの名称及び住所 (2) 証明書の発行年月日 (3) 証明に係る飼料の種類及び量 (4) 当該飼料に係る生産行程管理者(同法第10条第2項の生産行程管理 (4) 当該飼料に係る生産行程管理者(同法第14条第2項の生産行程管理 者をいう。)の認証に相当する行為を行った外国の機関の名称及び住 者をいう。)の認定に相当する行為を行った外国の機関の名称及び住 (5) (略) (5) 当該飼料について格付が行われたものである旨 5~7 (略) 5 1から4までの基準にかかわらず、有機畜産用飼料の入手が困難な場 合、必要量の有機畜産用飼料が給与できるようになるまでの期間に限り 、次の(1)又は(2)に掲げる割合まで、1から4までに掲げる飼料以外の飼 料(組換えDNA技術を用いて生産されたもの並びに抗生物質及び合成 抗菌剤を含むものを除く。)を給与することができる。 (1) 牛、めん羊又は山羊にあっては、乾物重量換算で平均採食量から1 の(2)から(4)までに掲げる飼料の重量を除いた重量の15% (2) 馬、豚又は家きんにあっては、乾物重量換算で平均採食量から1の (2)から(4)までに掲げる飼料の重量を除いた重量の20% 6 災害又は輸入若しくは輸送経路の途絶により有機畜産用飼料の入手が 著しく困難と認められる場合は、1から4までの基準にかかわらず、入 手が可能となるまでの期間に限り、1から4までに掲げる飼料以外の飼 料(組換えDNA技術を用いて生産されたもの並びに抗生物質及び合成 抗菌剤を含むものを除く。)を乾物重量換算で平均採食量から1の(2)から (4)までに掲げる飼料の重量を除いた重量の50%まで給与することができ 7 牛、馬、めん羊及び山羊にあっては、生草、乾草又はサイレージ以外 の飼料が乾物重量換算で平均採食量の50%未満(肥育の最終期間の牛に あっては75%未満、育成期の馬にあっては80%未満)であること。ただ し、次の(1)から(3)までに掲げる期間にあっては、この限りでない。 (1) ほ育期間 (2) 乳用牛又は乳用山羊にあっては搾乳を開始してから最初の3月間 (3) 肥育の最終期間(牛を除く。) 健康管理(略) 健 康 管 理 1 疾病予防を目的として、病気に対する抵抗力の強化及び感染予防が図 られるよう家畜又は家きんの種類に応じた適切な飼養管理を行うこと。 2 家畜又は家きんが傷病に罹患した場合、必要に応じて隔離し、迅速に 治療すること。この場合において、家畜又は家きんが不必要に苦しむこ とのないよう、治療や処置を行うこと。

	3 特定の疾病若しくは健康上の問題が発生し、若しくは発生する可能性があって他に適当な治療方法若しくは管理方法がない場合又は法令(法律の規定に基づく命令及び処分を含む。以下同じ。)で義務付けられている場合を除き、動物用医薬品を使用しないこととし、動物用医薬品を使用する場合にあっては、要診察医薬品又は抗生物質以外の動物用医薬品を使用すること。 4 家畜又は家きんへのビタミン、ミネラル、動物用生物学的製剤又は駆虫薬以外の動物用医薬品の使用は、治療目的に限ること。 5 3の基準にかかわらず、要診察医薬品又は抗生物質以外の動物用医薬品を用いた治療が効果的でない場合には、要診察医薬品又は抗生物質を使用することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ(1)又は(2)に掲げる期間、要診察医薬品又は抗生物質を使用することができない。 (1) 動物用医薬品の使用の規制に関する省令(昭和55年農林水産省令第42号)別表第1及び別表第2の医薬品の欄に掲げるものを使用する場合それぞれ、当該医薬品の種類に応じてこれらの表の使用対象動物の欄に掲げる動物の種類に応じ、これらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間の2倍の期間 (2) (1)に掲げる医薬品以外の医薬品を使用する場合と殺、搾乳若しくは採卵する前48時間又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第1項、第14条第9項、第14条の4及び第14条の6に基づく医薬品等の承認、承認事項の変更、再審査及び再評価の際に定められる休薬期間(最後に投薬されてからと殺、搾乳若しくは採卵するまでの期間をいう。)の2倍のいずれか長い期間6飼料以外の成長又は生産の促進を目的とした物質を給与しないこと。
一般管理(略)	一般管理 1 家畜及び家きんを野外の飼育場(牛、馬、めん羊及び山羊のためのものについては、ほ場等を有するものでなければならない。)に自由に出入りさせること。ただし、週2回以上家畜若しくは家きんを野外の飼育場に放牧する場合又は区分された運動場所及び休息場所を有する家きん舎で家きんを飼養する場合にあっては、この限りでない。 2 1の基準にかかわらず、次の(1)から(9)までに掲げる期間にあっては、家畜及び家きんを野外の飼育場に出入りさせずに飼養することができる。 (1) 積雪、悪天候又は天災により家畜又は家きんの出入りが困難である期間 (2) 牛にあっては、出生から2月又は離乳後7日を経過する日までのいずれか長い期間 (3) 雌牛にあっては、妊娠8月から分娩までの期間 (4) 豚にあっては、出生から離乳するまでの期間 (5) 雌豚にあっては、妊娠3月から出産した子豚の離乳までの期間 (6) 肥育の最終期間

支障が生じると認められる期間 (9) 法令で家畜又は家きんの野外への出入りが禁止された期間及び、水産大臣、畜舎又は家きん舎の所在地を管轄する都道府県知事又は畜保健衛生所長から文書で家畜又は家きんの野外への出入りを制度のよう要請された期間 3 家畜又は家きんを故意に傷つけないこと。ただし、最も適切な時、家畜又は家きんにできる限り苦痛を与えない方法によって次の(1)からまでに掲げる処置を行う場合を除く。 (1) 除角、断嘴、断尾その他の家畜又は家きんの安全又は健康のため処置 (2) 耳標の装着その他の家畜の識別のための処置 (3) 外科的去勢 4 採卵鶏にあっては、人工照明により日長を延長する場合には、延れた日長時間が1日当たり16時間以内であること。 5 次の(1)から(3)までに掲げる技術を用いて繁殖させないこと。 (1) 受精卵移植技術 (2) ホルモンを用いた繁殖技術 (3) 組換えDNA技術を用いた繁殖技術 (5) ホルモンを用いた繁殖技術 (6) 家畜又は家きんの排せつ物は、土壌の劣化又は水質汚濁を招かない法により管理及び処理を行うこと。 (7) 家畜又は家きんの捕獲又は輸送に当たっては、電気刺激又は精神資剤を使用しないこと。 (8) 乳用牛及び乳用山羊にあっては、搾乳に用いる施設及び器具を清洗保つとともに、乳頭の洗浄及び消毒に用いる薬剤並びに別表4の薬	農す根 切ら め 、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
と殺、解体、選別、 1 この表畜舎又は家きん舎の項、野外の飼育場の項、飼養の対象とお 家畜又は家きんの項、飼料の給与の項、健康管理の項及び一般管理 の基準(以下「畜舎又は家きん舎の項等の基準」という。)に適合 い畜産物が混入しないよう管理を行うこと。 2 と殺は、できる限り家畜又は家きんを意識の喪失状態にし、当該領 又は家きんの緊張及び苦痛を最小限にする方法で行うこと。 3 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能	項になる
	(8) 家畜又は家きんの採食又は運動により、野外の飼育場の維持管理支障が生じると認められる期間 (9) 法令で家畜又は家きんの野外への出入りが禁止された期間及び農水産大臣、畜舎又は家きん舎の所在地を管轄する都道府県知事又に畜保健衛生所長から文書で家畜又は家きんの野外への出入りを制即るよう要請された期間 3 家畜又は家きんを放意に傷つけないこと。ただし、最も適切な時期家畜又は家きんを放意に傷つけないこと。ただし、最も適切な時期家畜又は家きんの世紀の家畜の識別のための安全又は健康のため処置 (2) 耳標の装着その他の家畜の識別のための処置 (3) 外科的去勢 4 採卵鶏にあっては、人工照明により日長を延長する場合には、延見れた日長時間が1日当たり16時間以内であること。 5 次の(1)から(3)までに掲げる技術を用いて繁殖させないこと。 (1) 受精卵移植技術 (2) ホルモンを用いた繁殖技術 (3) 組換えDNA技術を用いた繁殖技術 (6) 家畜又は家きんの排せつ物は、土壌の劣化又は水質汚濁を招かない法により管理及び処理を行うこと。 7 家畜又は家きんの排後又は輸送に当たっては、電気刺激又は精神な剤を使用しないこと。 8 乳用牛及び乳用山羊にあっては、搾乳に用いる施設及び器具を消洗外のものを使用しないこと。 と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理 1 この表畜舎又は家きん舎の項、野外の飼育場の項、飼養の対象とた教の事を使用しないこと。 と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、なきないの事、野外の飼育場の項、飼養の対象とたる、乳頭の洗浄及び消毒に用いる薬剤並びに別表もの薬剤が出たこと。 2 と殺は、できる限り家畜又は家きんきの頭等の基準」という。)に適合しい畜産物が混入しないよう管理を行うこと。 3 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を用した方法(組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法、(41枚表)の、41枚表

(有機畜産物の表示)

第5条 (略)

別表 1 (略)

を防止しなければならない。

- (1) 有害動植物の防除目的 別表2の農薬、別表10の薬剤並びに食品及 び添加物 (これらを原材料として加工したものを含み、農産物に対し て病害虫を防除する目的で使用するものを除く。)
- (2) 畜産物の品質の保持改善目的 別表11の調製用等資材
- 5 放射線照射を行わないこと。
- 6 この表畜舎又は家きん舎の項等の基準及びこの項1から5までに掲げる基準に従い生産された畜産物が動物用医薬品、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないよう管理を行うこと。

(有機畜産物の表示)

- 第5条 食品表示基準 (平成27年内閣府令第10号) の規定に従うほか、有機畜産物の名称の表示は、 次の例のいずれかによることとする。
 - (1) 「有機畜産物」
 - (2) 「有機畜産物○○」又は「○○(有機畜産物)」
 - (3) 「有機畜産○○」又は「○○(有機畜産)」
 - (4) 「有機○○」又は「○○(有機)」
 - (5) 「オーガニック○○」又は「○○ (オーガニック) 」
 - (注1)(1)の表示を行う場合には、食品表示基準第18条及び第24条の規定に従い当該畜産物の名称の表示を別途行うこと。
 - (注2) 「○○」 には、当該畜産物の一般的な名称を記載すること。

別表1 肥料及び土壌改良資材

別 44 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	表以尺貝的	
肥料及び土壌改良		
資材	基	準
植物及びその残さ	植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行ってい	ないものであること。
由来の資材		
発酵、乾燥又は焼	家畜及び家きんの排せつ物に由来するものであるこ	.と。
成した排せつ物由		
来の資材		
油かす類	天然物質又は化学的処理(有機溶剤による油の抽出	【を除く。)を行ってい
	ない天然物質に由来するものであること。	
食品工場及び繊維	天然物質又は化学的処理(有機溶剤による油の抽出	と除く。)を行っていな
工場からの農畜水	い天然物質に由来するものであること。	
産物由来の資材		
と畜場又は水産加	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に	由来するものであるこ
工場からの動物性	と。	
産品由来の資材		
発酵した食品廃棄	食品廃棄物以外の物質が混入していないものである	こと。
物由来の資材		

バーク堆肥	
メタン発酵消化液	と。 家畜ふん尿等の有機物を、嫌気条件下でメタン発酵させた際に生じるもの
メダン発酵相比板 (汚泥肥料を除く	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
	であること。ただし、し尿を原料としたものにあっては、食用作物の可食
。) グ ア /	部分に使用しないこと。
乾燥藻及びその粉	
末 草 木 灰	 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ
早	人然物員又は孔子的処理を打っていない人然物員に由来するものであること。
炭酸カルシウム	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの(苦土炭
X 14X 77 77 7 7 7 1 1	酸カルシウムを含む。)であること。
塩化加里	天然鉱石を粉砕又は水洗精製したもの及び海水又は湖水から化学的方法に
	よらず生産されたものであること。
硫 酸 加 里	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ
	٤.
硫酸加里苦土	天然鉱石を水洗精製したものであること。
天然りん鉱石	カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
硫 酸 苦 土	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ
	と。
水酸化苦土	天然鉱石を粉砕したものであること。
軽焼マグネシア	
石こう(硫酸カル	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ
シウム)	と。
硫 黄	
生石灰(苦土生石	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ
灰を含む。)	と。
消 石 灰	上記生石灰に由来するものであること。
微量要素(マンガ	微量要素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用する
ン、ほう素、鉄、	ものであること。
銅、亜鉛、モリブ	
デン及び塩素)	
岩石を粉砕したも	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって
の	、含有する有害重金属その他の有害物質により土壌等を汚染するものでな
,	いこと。
木 炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ
·	E
泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ
	と。ただし、土壌改良資材としての使用は、野菜(きのこ類及び山菜類を
	除く。)及び果樹への使用並びに育苗用土としての使用に限ること。

パーライト | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ ゼ オ ラ イ ト 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ バーミキュライト | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ けいそう土焼成粒 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ 塩 基 性 ス ラ グ トーマス製鋼法により副生するものであること。 鉱さいけい酸質肥┃天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ よ う 成 り ん 肥 │ 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって 、カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであるこ 塩化ナトリウム |海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたもの であること。 リン酸アルミニウ カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること ムカルシウム 塩化カルシウム 食 酢 酸 植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等のpH調整に使用 する場合に限ること。 製糖産業の副産物 肥料の造粒材及び 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ 固結防止材 と。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造する ことができない場合には、リグニンスルホン酸塩に限り、使用することが できる。 その他の肥料及び「植物の栄養に供すること又は十壌を改良することを目的として十地に施さ れる物(生物を含む。)及び植物の栄養に供することを目的として植物に施 十壤改良資材 される物(生物を含む。)であって、天然物質又は化学的処理を行っていな い天然物質に由来するもの(組換えDNA技術を用いて製造されていない ものに限る。)であり、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかなも のでないこと。ただし、この資材は、この表に掲げる他の資材によっては 土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合 に限り、使用することができる。

ベントナイト | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであるこ

別表 2 (略)

別表2 農薬(略)

農薬準	
-----	--

除虫菊乳剤及びピ	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイド
レトリン乳剤	を含まないものに限ること。
なたね油乳剤	
調合油乳剤	
マシン油エアゾル	
マシン油乳剤	
デンプン水和剤	
脂肪酸グリセリド	
乳剤	
メタアルデヒド粒	捕虫器に使用する場合に限ること。
剤	•
硫黄くん煙剤	
硫 黄 粉 剤	
硫黄・銅水和剤	
水和硫黄剤	
石灰硫黄合剤	
シイタケ菌糸体抽	
出物液剤	
炭酸水素ナトリウ	
ム水溶剤及び重曹	
炭酸水素ナトリウ	
ム・銅水和剤	
銅 水 和 剤	
銅 粉 剤	
硫 酸 銅	ボルドー剤調製用に使用する場合に限ること。
生 石 灰	ボルドー剤調製用に使用する場合に限ること。
天敵等生物農薬	
天敵等生物農薬・	
銅水和剤	
性フェロモン剤	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするもの
	に限ること。
クロレラ抽出物液	
剤	
混合生薬抽出物液	
剤	
ワックス水和剤	
展 着 剤	カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。
二酸化炭素くん蒸	保管施設で使用する場合に限ること。
剤	
ケイソウ土粉剤	保管施設で使用する場合に限ること。

別表 3 (略)

食酢	
燐酸第二鉄粒剤	
炭酸水素カリウム	
水溶剤	
炭酸カルシウム水	銅水和剤の薬害防止に使用する場合に限ること。
和剤	
ミルベメクチン乳	
剤	
ミルベメクチン水	
和剤	
スピノサド水和剤	
スピノサド粒剤	
還元澱粉糖化物液	
剤	
次亜塩素酸水	

別表3 平均採食量

家畜又は家きんの	家畜又は家きんの種別	1日当たり平均採食量
種類		
肉を生産すること	10月齢未満(繁殖の用に供している雌を除く。)	6. 0kg
を目的として飼養	10月齢以上(繁殖の用に供している雌を除く。)	9. 3kg
する牛	繁殖の用に供している雌	7. 6kg
乳を生産すること	10月齢未満	5. 6kg
を目的として飼養	10月齢以上泌乳開始まで	9.0kg
する牛	泌乳中の牛	21. 3kg
	泌乳していない経産牛	12. 0kg
馬	12月齢未満(繁殖の用に供している雌を除く。)	12. 4kg
	24月齢未満(繁殖の用に供している雌を除く。)	14. 4kg
	24月齢以上(繁殖の用に供している雌を除く。)	17. 3kg
	繁殖の用に供している雌	19. 2kg
め ん 羊	繁殖の用に供している雌	1.7kg
	上記以外のもの	1.9kg
山	繁殖の用に供している雌	2. 5kg
	上記以外のもの	1.1kg
豚	3月齢未満	1.1kg
	5月齢未満	2.5kg
	5月齡以上	3.3kg
	妊娠中の豚	2.2kg
	授乳中の豚	5.6kg
肉を生産すること	4週齡未満	49 g

別表 4 (略)

別表 5 (略)

を目的として飼養	4週齡以上	152 g
する鶏		
卵を生産すること	9週齡未満	32 g
を目的として飼養	9週齢以上であって採卵開始まで	67 g
する鶏	採卵開始以降	114 g
うずら		18 g
あひる及びかも	6 週齡未満	108 g
	6週齡以上	180 g
肉を生産すること	3月齢未満	1.0kg
を目的として飼養	3月齡以上	2. 5kg
するだちょう		
卵を生産すること	採卵開始以降	2.0kg
を目的として飼養		
する雌だちょう		

(注) 1日当たりの平均採食量は、乾物重量で換算した数値である。

別表4 畜舎又は家きん舎の清掃又は消毒用薬剤

石けん、石灰乳、消石灰、生石灰、アルコール類、フェノール類、オルソ剤、ヨウ素剤、ホルムアルデヒド、グルタルアルデヒド、クロルヘキシジン、逆性石けん、両性石けん、塩素剤、過酸化水素水、水酸化ナトリウム及び水酸化カリウム、搾乳施設のための洗浄及び消毒製品、炭酸ナトリウム、その他の植物由来製品

別表 5 畜舎又は家きん舎の最低面積

家畜1頭又は家きん1羽当たりの畜舎又は家きん舎の最低面積
5. 0 m ²
4.0㎡ (繋ぎ飼いの場合にあっては1.8㎡)
3.6㎡ (繋ぎ飼いの場合にあっては1.8㎡)

別表 6 (略)

馬(成畜に限る。	13 m²
)	
めん羊(成畜に限	2. 2 m²
る。)	
山羊(成畜に限る	2. 2 m²
。)	
肉を生産すること	1.1 m²
を目的として飼養	
する豚(体重が40	
kgを超えるものに	
限る。)	
繁殖の用に供する	3.0 m²
ことを目的として	
飼養する雌豚(成	
畜に限る。)	
肉を生産すること	0.1 m²
を目的として飼養	
する家きん(28日	
齢以降のものに限	
る。)	
卵を生産すること	$0.15\mathrm{m}^2$
を目的として飼養	
する家きん(28日	
齢以降のものに限	
(る。)	

(注) 「成畜」とは、繁殖の用に供され、又は繁殖の用に供されたことのある家畜をいう。 「繋ぎ飼い」とは、牛舎内で牛を1頭ずつけい留具でけい留して飼養する飼養方式をいう。

別表 6 野外の飼育場の最低面積

家畜又は家きんの	家畜1頭又は家きん1羽当たりの野外の飼育場の最低面積
種類	
肉を生産すること	5. 0 m²
を目的として飼養	
する牛 (体重が34	
0kgを超えるもの	
に限る。)	
乳を生産すること	4. 0 m ²
を目的として飼養	
する牛(成畜に限	

(る。)	
繁殖の用に供する	3.6 m²
ことを目的として	
飼養する雌牛(成	
畜に限る。)	
馬(成畜に限る。	13 m²
)	
めん羊(成畜に限	$2.2 \mathrm{m}^2$
る。)	
山羊(成畜に限る	2. 2 m²
。)	
肉を生産すること	1.1m²
を目的として飼養	
する豚(体重が40	
kgを超えるものに	
限る。)	
繁殖の用に供する	3. 0 m²
ことを目的として	
飼養する雌豚(成	
畜に限る。)	
肉を生産すること	0.1 m ²
を目的として飼養	
するだちょう以外	
の家きん(28日齢	
以降のものに限る	
。)	
卵を生産すること	0. 15 m²
を目的として飼養	
するだちょう以外	
の家きん(28日齢	
以降のものに限る	
。)	
かも(28日齢以降	水田3分の1アール
のものに限る。)	
だちょう (3月齢	6.6㎡(ただし、野外の飼育場の短辺及び長辺の長さは、飼養するだちょう
以降7月齢未満の	の数にかかわらず、それぞれ5m及び20m以上とする。)
ものに限る。)	
だちょう(7月齢	16.5㎡ (ただし、野外の飼育場の短辺及び長辺の長さは、飼養するだちょ
以降のものに限る	うの数にかかわらず、それぞれ5m及び20m以上とする。)
。)	

別表7(略)

(注) 「成畜」とは、繁殖の用に供され、又は繁殖の用に供されたことのある家畜をいう。

別表7 転換期間

別衣(
家畜	又は家きんの	440	HH.
種類		期	間
肉を	生産すること	12月間又は生存期間の4分の3のいずれか長い期間(6月齢未満で飼養の	
を目	的として飼養	対象となった牛にあっては6月間、乳用牛及び繁殖用雌牛を肥育する場合	
する	牛	にあっては有機乳又は有機子牛を3産以上継続して生産してからと殺まで	
		の期間)	
乳を	生産すること	6月間(有機畜産物の生産に用いるための	牛の飼養を開始する以前から当
を目	的として飼養	該農場において飼養していた牛にあっては	、4月間)
する	牛		
繁殖	の用に供する	6月間(有機畜産物の生産に用いるための	牛の飼養を開始する以前から当
こと	を目的として	該農場において飼養していた牛にあっては	、4月間)
飼養	する雌牛		
馬		12月間又は生存期間の4分の3のいずれか	長い期間
め	ん 羊	6月間	
乳を	生産すること	6月間	
を目	的として飼養		
する	山羊		
肉を	生産すること	6月間	
を目	的として飼養		
する	山羊又は繁殖		
の用り	に供すること		
を目	的として飼養		
する	雌山羊		
豚		6月間	
肉を	生産すること	ふ化後3日からと殺までの期間(採卵用に	飼育されていた家きんにあって
を目	的として飼養	は、有機卵を45週以上継続して生産してか	らと殺までの期間)
する	だちょう以外		
の家	きん		
/	生産すること	6週間	
を目	的として飼養		
1 .	だちょう以外		
の家			
	生産すること	ふ化後14日からと殺までの期間	
	的として飼養		
_	だちょう		
	生産すること	6月間	
	的として飼養		

別表 8 (略)

別表 9 (略)

するだちょう

別表8 更新頭数の条件

家畜の種類	基
乳を生産すること	一事業年度当たり平均経産頭数(直近の過去五事業年度の各期首における
を目的として飼養	分べん経験のある家畜の頭数の合計を5で除した数をいう。以下同じ。)
する牛	の10%未満の頭数。ただし未経産のものに限る。
繁殖の用に供する	一事業年度当たり平均経産頭数の10%未満の頭数。ただし未経産のものに
ことを目的に飼養	限る。
する雌牛	
繁殖の用に供する	一事業年度当たり平均経産頭数の5%未満の頭数。ただし未経産のものに
ことを目的に飼養	限る。
する雌馬	
乳を生産すること	一事業年度当たり平均経産頭数の10%未満の頭数。ただし未経産のものに
を目的として飼養	限る。
する山羊	
繁殖の用に供する	一事業年度当たり平均経産頭数の20%未満の頭数。ただし未経産のものに
ことを目的に飼養	限る。
する雌豚	

別表 9 外部導入の条件

家畜又は家きんの 種類	基準		
肉を生産すること	12月齢未満であって、次の(1)から(8)までのいずれかであること。		
を目的として飼養	(1) 黒毛和種であって体重が310kg以下のもの		
する牛	(2) 褐毛和種であって体重が340kg以下のもの		
	(3) 無角和種であって体重が300kg以下のもの		
	(4) 日本短角種であって体重が300kg以下のもの		
	(5) アンガス種又はヘレフォード種であって体重が280kg以下のもの		
	(6) 雌を除くホルスタイン種であって体重が310kg以下のもの		
	(7) ホルスタイン種を母とする交雑種であって体重が310kg以下のもの		
	(8) (1)から(7)までに該当しない牛であって体重が340kg以下のもの		
乳を生産すること	未経産のものであること。		
を目的として飼養			
する牛			
繁殖の用に供する	未経産のものであること。		
ことを目的として			
飼養する雌牛			
馬	12月齢未満であること。		
めん羊及び山羊	5月齢未満であること。		

別表10 (略)

別表11 (略)

豚	4月齢未満であること。
肉を生産すること	3日齢未満であること。
を目的として飼養	
するだちょう以外	
の家きん	
卵を生産すること	18週齢未満であること。
を目的として飼養	
するだちょう以外	
の家きん	
肉を生産すること	14日齢未満であること。
を目的として飼養	
するだちょう	
卵を生産すること	12月齢未満であること。
を目的として飼養	
するだちょう	

別表10

薬剤	基	準
除虫菊抽出物	共力剤としてピペロニルブトキサイドを含ま	ないものに限ること。また、 表
	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用	する場合を除く。 1
ケイ酸ナトリウム	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用	する場合を除く。 0
カリウム石鹸(軟	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用	する場合を除く。
石鹸)		享
エタノール	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用	する場合を除く。
ホ ウ 酸	容器に入れて使用する場合に限ること。また	、農産物に対して病害虫を防
	除する目的で使用する場合を除く。	
フェロモン	昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成	分とする薬剤に限ること。ま
	た、農産物に対して病害虫を防除する目的で	使用する場合を除く。
カプサイシン	忌避剤として使用する場合に限ること。また	、農産物に対して病害虫を防
	除する目的で使用する場合を除く。	
ゼラニウム抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また	、農産物に対して病害虫を防
	除する目的で使用する場合を除く。	
シトロネラ抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また	、農産物に対して病害虫を防
	除する目的で使用する場合を除く。	

(注) 薬剤の使用に当たっては、薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守すること。

別表11 調製用等資材

調製用等資材	基	準

オ ゾ ン 解体の工程における食肉の消毒又は卵の洗浄用に限ること。
次亜塩素酸ナトリ 解体の工程における食肉の消毒又は卵の洗浄用に限ること。
ウム
次 亜 塩 素 酸 水 解体の工程における食肉の消毒又は卵の洗浄用に限ること。
フ マ ル 酸 解体の工程における食肉の消毒又は卵の洗浄用に限ること。
フマル酸一ナトリ 解体の工程における食肉の消毒又は卵の洗浄用に限ること。
ウム